

子ども虐待の早期発見チェックリスト

子ども虐待のある家庭にみられることが多い特徴です。たびたび見られる場合は、虐待の可能性を考える必要があります。

子どもの様子

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- 不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）が見られる
- 衣服や身体が極端に不潔である
- 冬になっても寒そうな服でいることが多い
- いつもおなかをすかせていて、食べるときはがつがつ食べる
- いつも表情が暗く元気がない
- 態度がおどおどしていたり、親や大人の顔を伺ったり、親を避けようとする
- 夜遅くまで遊ぶ、徘徊していることがある
- 家に帰りたがらない
- 誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
- ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定である

保護者の様子

- 子どもの怪我について不自然な説明をする
- しつけが厳しすぎる
- 気分の変動が激しく、子どもにあたることが多い
- 夫婦仲が悪く家庭内の暴力がある
- 子どもへの期待が大きすぎる
- 子どもを自分の思いのままにしようとする
- 地域や親族などと交流がなく、孤立している
- 小さい子どもを置いたままよく外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どもが怪我や病気でも医者に連れていかない

- ・「虐待を受けたと思われる」場合であっても、通告（連絡）が必要です。
- ・「あなた」からの通告（連絡）が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。
- ・匿名で行うことも可能であり、また、通告者や通告内容に関する秘密は守られます。
- ・虐待でなかったとしても、連絡者に責任はありません。

子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしいと」感じたら迷わず連絡（通告）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳
- ③ひとりで抱え込まない
- ④親の立場よりも子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

身近な相談窓口・連絡先一覧

子ども虐待の未然防止・早期発見・再発防止に関するあらゆるご相談をお受けいたします。

名称	電話番号
こども家庭総合支援室	221-2944
中央保健センター	289-1654
中央保健センター北分室	265-3075
中央保健センター安富分室	0790-66-2921
南保健センター	235-0320
南保健センター家島分室	325-1428
西保健センター	236-1473
保健所健康課	289-1641
児童虐待防止24時間ホットライン（こども家庭センター）	294-9119

こども家庭総合支援室では、相談員を配置して家庭児童相談に応じています。また、虐待を始めとする要保護児童に対応するため「姫路市要保護児童対策地域協議会」を設置し、こども家庭センターなど関係機関と連携を図りながら支援を行っています。子育ての悩みや子ども虐待にかかわる情報をお持ちの方は、ご相談・ご連絡ください。

発行： 姫路市こども家庭総合支援室
 姫路市安田三丁目1番地
 TEL:079-221-2944 FAX:079-221-2258
 kodomosoudan@city.himeji.lg.jp

児童虐待防止啓発リーフレット

虐待かな… と思ったら

「おかしい」と感じたら迷わず通告（連絡）を



児童相談所全国共通ダイヤル

189（いちはやく）

姫路市

子ども虐待とは

親や親にかわって子どもを養育する保護者が子どもの心や身体を傷つけて、子どもの健全な成長や発達を阻害する行為のことです。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じるような暴力を加えること。

- 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる
- たばこなどによる火傷
- 熱湯をかける
- 冬に戸外に閉め出す



性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること。

- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにする

ネグレクト（養育の放棄、怠慢）

保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること。

- 適切な食事を与えない
- 家に閉じ込める
- 病気になっても病院に連れて行かない
- 乳幼児を家に残したまま度々外出する
- 乳幼児を車の中に放置する



心理的虐待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 言葉による脅かし、脅迫
- 無視や拒否的な態度
- 他の兄弟と差別する
- 子どもの前でDV（ドメスティックバイオレンス）を行う

虐待の発生要因

保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
- 精神的に不安定な状況
- 元来性格が攻撃的、衝動的
- 被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス



子ども側のリスク要因

- 乳幼児
- 未熟児
- 障害児
- 何らかの育てにくさを持っている



養育環境のリスク要因

- 未婚を含む単身家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 経済的不安のある家庭
- 人間関係に問題を抱える家庭
- 配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭



もちろんこれらの要因が多くあるからといって、必ずしも虐待につながるということではありません。あくまでも虐待発生のハイリスク要因であると理解する必要があります。

子どもへの影響

子ども虐待は子どもの心や身体に深刻な傷あとを残します。主に次のような影響を与えているといわれています。

身体的影響

- ◆ 暴力によるあざや出血、骨折
- ◆ 適切な食事が与えられないことによる発育の遅れ など



知的発達への影響

- ◆ 愛情を与えられないなど、必要な刺激が得られないことによる知的発達の遅れ
- ◆ 頭部外傷の後遺症による知的発達の遅れ など

行動面への影響

- ◆ 安定した環境で生活していないことによる行動上の問題（おびえ、多動、パニック状態）
- ◆ 不適応行動（不登校、非行、家庭内暴力） など

情緒面・心理面への影響

- ◆ 人間不信のため信頼関係が築けない
- ◆ 人との距離感がつかめず、ベタベタと甘える
- ◆ 自信を持っていないことによる自己否定感 など



乳幼児揺さぶられ症候群とは

乳幼児の身体が激しく揺さぶられることにより網膜出血、硬膜下血腫またはクモ膜下血腫など脳に重大な障害や後遺症を残し、時には死に至らしめるもので、乳幼児に対する虐待のひとつです。乳幼児揺さぶられ症候群は、養育者が子どもに対してイライラする、腹を立てる時などに乳幼児を激しく揺さぶることによって起こります。赤ちゃんが泣きやまない等、養育者が自制心を失いそうなときは、気分を変え、冷静になる必要があります。決して乳幼児を激しく揺さぶってははいけません。

